

## 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案（仮称）の概要

### 1. 趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「整備法」という。）の施行等に伴い、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）について所要の改正を行うもの。

### 2. 概要（※括弧内は根拠条文）

- 一時預かり事業を行う施設の例示として、幼稚園及び認定こども園を追加すること  
（整備法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「新児童福祉法」という。）第 6 条の 3 第 7 項関係）
- 家庭的保育者の要件として、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の研修実施機関が行う研修を含む。）を修了したことを追加すること  
（新児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号ハ関係）
- 事業所内保育事業を行う施設を設置する組合として、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合等を規定すること  
（新児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号関係）
- 病児保育事業を行う施設として、家庭的保育事業等の用に供する施設等を規定すること  
（新児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項関係）
- 保育士試験において、合格科目の免除期間を 3 年間から 5 年程度に延長すること  
（新児童福祉法第 18 条の 24、児童福祉法施行令第 21 条関係）
- 着実に実施されるよう市町村が必要な措置の実施に努めなければならない事業として、利用者支援に関する事業等を規定すること  
（新児童福祉法第 21 条の 9 関係）

- 市町村が行う保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用調整に関して、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認める児童が優先的に利用できるよう調整することを規定すること  
（新児童福祉法第 24 条第 3 項関係）
- 国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う際に届け出なければならない事項として、事業の種類及び内容や定款その他の基本約款、施設の名称等を規定すること  
（新児童福祉法第 34 条の 8 第 2 項関係）
- 国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を廃止又は休止する際に届け出なければならない事項として、廃止又は休止の理由や、現に便宜を受けている児童に対する措置等を規定すること  
（新児童福祉法第 34 条の 8 第 4 項関係）
- 一時預かり事業を行う者が遵守すべき基準として、幼保連携型認定こども園や保育所、幼稚園その他家庭的保育事業等を行う事業所において、それぞれ、保育士や幼稚園教諭等の最低限配置すべき職員数や事業の実施に当たり必要な設備等を規定すること  
（新児童福祉法第 34 条の 13 関係）
- 家庭的保育事業等を行う者が市町村に認可の申請をする際に添付すべき書類として、事業の運営についての重要事項に関する規程、事業を設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類等を規定すること  
（新児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項関係）
- 家庭的保育事業等の認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合として、当該家庭的保育事業等を行う者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合等を規定すること  
（新児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号二及びホ関係）
- 申請者の親会社等に当たるものとして、申請者のその役員に占める割合が 2 分の 1 を超えるもの等を、申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係に当たるものとして、申請者の親会

社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超えるもの等を、申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係に当たるものとして、申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超えるもの等を、申請者と密接な関係を有する法人として、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与しているもの等を、それぞれ規定すること

(新児童福祉法第34条の15第3項第4号ホ関係)

- 市町村長が家庭的保育事業等の物件の検査を行った際の聴聞予定日につき、検査が行われてから10日以内に、当該検査日から起算して60日以内の特定の日を通知することを規定すること

(新児童福祉法第34条の15第3項第4号ト関係)

- 市町村長が家庭的保育事業等の認可に係る申請について、条例で定める基準に適合しつつも、市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障が生じる場合に該当すると認め、認可をしないことができる場合として、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、当該市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認める場合を規定すること

(新児童福祉法第34条の15第5項関係)

- 国、都道府県及び市町村以外の者が家庭的保育事業等の廃止又は休止に係る市町村の承認を受けるに際し添付すべき書類として、廃止又は休止の理由や現に保育を受けている乳幼児に対する措置等を規定すること

(新児童福祉法第34条の15第7項関係)

- 国及び都道府県以外の者が病児保育事業を行う際に都道府県知事に届け出なければならない事項として、事業の種類及び内容や条例、定款その他の基本約款、施設の名称等を規定すること

(新児童福祉法第34条の18第1項関係)

- 国及び都道府県以外の者が病児保育事業を廃止又は休止する際に都道府県

知事に届け出なければならない事項として、廃止又は休止の理由や、現に便宜を受けている者に対する措置等を規定すること

(新児童福祉法第 34 条の 18 第 3 項関係)

- 市町村が児童福祉施設の設置に際し、都道府県知事に届け出る事項とされている運営の方法について、保育所にあっては事業の運営についての重要事項に関する規程とすること

(新児童福祉法第 35 条第 3 項)

- 児童福祉施設の設置の認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合として、当該保育所の設置者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合等を規定すること

(新児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号ニ及びホ関係)

- 都道府県知事が保育所の物件の検査を行った際の聴聞予定日につき、検査が行われてから 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知することを規定すること

(新児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号ト関係)

- 都道府県知事が保育所の設置の認可に係る申請について、条例で定める基準に適合しつつも、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障が生じる場合に該当すると認め、認可をしないことができる場合として、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の開始によってこれを超えることになることを認める場合を規定すること

(新児童福祉法第 35 条第 8 項関係)

- 市町村が作成する保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画に定める事項として、市町村整備計画の区域や当該計画に基づく事業に要する費用の額、市町村整備計画交付金の算定のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項等を規定すること

(新児童福祉法第 56 条の 4 の 2 第 2 項第 3 号関係)

○ その他所要の改正等を行うこと

**3. 施行期日**

子ども・子育て支援法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日を予定）（予定）